

## 神戸市聴覚障害者福祉施設建設推進委員会 会則

### 1. 名称

本会は「神戸市聴覚障害者福祉施設建設推進委員会」（こうべしちょうかくしょうがいしゃふくししせつけんせつすいしんいいんかい）とする。

### 2. 目的

本会の目的は次の通りとする。

- イ) 神戸市における聴覚障害者の生活ニーズに対応する社会資源の拡充を進める。
- ロ) 聴覚障害者をはじめ関係者の尊厳・人権と生活の実態に学び、インクルーシブな社会をめざす。

### 3. 組織・所在地

本会は会の目的に賛同する個人・団体をもって組織する。

- イ) 兵庫県内の聴覚障害者当事者団体および目的に賛同する個人・団体
- ロ) 本会の事務所は兵庫県神戸市中央区橘通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター内 NPO法人神戸ろうあ協会に置く。

### 4. 活動

本会は、目的達成のため、次の推進活動を行う。

- イ) 神戸市聴覚障害者福祉施設の早期建設
- ロ) 調査研修
- ハ) 定期的な会議の開催

### 5. 委員

本会に次の役員を置く。

- イ) 共同代表 … 目的に賛同する学識経験者
- ロ) 委員長 … 委員会を統括する
- ハ) 常任委員 … 委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長を代行する
- ニ) 委員 … 各団体を代表する

## 6. 事務局員

本会運営のため、委員の兼任により次の事務局を置く。

- イ) 事務局長 … 事務の統括
- ロ) 事務局長補佐 … 事務局長を補佐する
- ハ) 会計 … 委員会の会計を担い、通帳を管理する
- ニ) 施設担当
- ホ) 企画・募金担当

## 7. 事務局会議

- イ) 事務局会議は原則として毎月開催する。
- ロ) 事務局会議には、必要に応じて委員長及び常任委員の出席を求める。

## 8. 会計

- イ) 本会の会計は、募金と寄付金等で運営する。
- ロ) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附則

この会則は、2015年（平成27年）11月1日から施行する。